

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年10月6日（平成29年（行情）諮問第396号）

答申日：平成29年12月8日（平成29年度（行情）答申第368号）

事件名：わいせつ教員に係る文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年8月3日付け29受文科初第1092号による開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

行政文書開示決定処分の取り消しを求める。

開示請求に係る行政文書の特定がなされていない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書等について

本件に係る開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、開示請求の対象文書として文書1ないし文書3（本件対象文書）を開示する旨決定した（原処分）。

本件対象文書につき、審査請求人から「行政文書開示決定処分の取り消しを求める」旨の審査請求がされたところである。

2 原処分に当たっての考え方について

審査請求人は、開示請求に係る行政文書の特定がなされていないと主張している。

本件開示請求書に別紙として添付されている特定日付けの特定紙A及び特定紙Bの記事は、特定都道府県教委における、わいせつ行為を行った教員に係る懲戒処分についての記事であった。

本件開示請求に関し、特定紙Aの記事に記載のある2010年度（平成22年度）の人数、特定紙Bの記事に記載のある2011年度（平成23年度）の懲戒処分者数等が含まれる本件対象文書について、開示決定のとおり特定し開示した。

念のため、執務室及び書庫等について改めて探索したが、開示文書以外に対象文書は存在しなかったことから、審査請求人が平成29年6月6日付けで請求した内容に関する全ての文書は本件対象文書のみであり、原処分における対応は妥当なものと考えている。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月10日 審議
- ④ 同年12月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、開示する原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書があるはずであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、開示請求書に特定日付けの特定紙A及び特定紙Bの記事を添付し、当該記事に係る行政文書の開示を求めるものであることから、原処分においては、各記事の内容に対応すると判断された文部科学省の公表資料（文書1及び文書2）及び特定都道府県教育委員会から提出された「公立学校教職員人事行政状況調査」の調査票（文書3）を特定し、開示したものである。

具体的には、特定紙Aの記事は特定都道府県教育委員会がわいせつ行為などで懲戒免職や停職処分とした教員らについて平成22年度の処分内容を文部科学省に正確に報告していなかったとするものであったため、同年度分の文部科学省公表資料及び同教育委員会提出の調査票を、さらに、特定紙Bの記事は、同教育委員会が過去に懲戒免職処分とした教職員のうち、教え子らにわいせつ行為をした一部の教職員について公表していなかったとした上で、平成23年度

について公表されなかった人数を記載したものであったことから、記事において指摘された事案に対応すると考えられる同年度分の文部科学省公表資料及び同教育委員会提出の調査票を特定したものである。

イ なお、審査請求人は、該当の事案に関して文書3の調査票とは別に特定都道府県から提出された報告書等の保有を疑っているとも考えられるが、該当の各年度に特定都道府県から「公立学校教職員人事行政状況調査」の添付書類として提出されたわいせつ事案に係る文書はなく、また、同調査とは別に特定都道府県から上記新聞記事に関連して、あるいは他の何らかの事情によりわいせつ事案に係る報告等を受けているといった実態も認められなかった。

ウ 以上のことから、本件対象文書の外に本件請求文書の開示請求の対象として特定すべき文書の存在は認められず、諮問庁としては、原処分は妥当であったと考えるものである。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、文部科学省において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、文部科学省において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙

1 本件請求文書

「わいせつ教員に係る文書一式（別紙に係る文書）」
（別紙として、特定日付けの特定紙 A 及び特定紙 B の記事の写しが添付されている。）（別紙省略）

2 本件対象文書

文書 1 わいせつ行為等に係る懲戒処分等事案の具体的な状況について
（平成 22 年度及び平成 23 年度）

文書 2 わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況一覧（平成 22 年度及び
平成 23 年度）

文書 3 文書 1 及び文書 2 に関し、特定都道府県教育委員会から提出された調査票